

## 第 1 5 3 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 1 1 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 1 1 月 2 0 日 (月) 午前 9 時 4 6 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 1 1 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時 4 0 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者 (7)	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 高畑 文正

東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔

農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司

農地担当課長補佐 逢坂 篤之 主査 浦上 和彦

農地担当係長 藤村 博之 主任 安立 麻以子

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について

(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について

(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について

(4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)

(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)

(6) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について

(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

5番 岡本 岩男

6番 奥田 哲也

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第153回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

5番 <sup>おかもと</sup>岡本 <sup>いわお</sup>岩男 委員、6番 <sup>おくだ</sup>奥田 <sup>てつや</sup>哲也 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

浦上主査 議案の訂正があります。

「第153回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第1号議案 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1ページ東区7番の譲受人の耕作面積「0.00㎡」を「1,095.00㎡」に訂正してください。

また、お配りしています資料に訂正が2箇所あります。

まず、4条申請の中区1番、委任状に記入の申請地所在欄、「沖本」の漢字が、正しくは「沖元」です。(適宜、委員に分かりやすく説明)

次に、5条申請の中区4番、許可申請書に記入の10アール当りの転用地の価格、「                    円」は、正しくは「                    円」です。以上です。

議長 それでは申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約52.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。株主要件など適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反(受贈)による所有権移転です。受人は現在、約78アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約82アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、

地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.1アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約5.3アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 1番から9番までの9件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は、1番から9番までの9件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 2ページ1番、令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり1.0ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は農家住宅です。

受人は現在、中区桑野の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増えて

手狭になったため、耕作地に隣接し、農作業を効率的に行うことのできる申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、自己所有地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を高畑副会長さん、ご報告をお願いします。

高畑推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。  
全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番の1件を許可と決定してよろしいか。  
全委員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 3ページ1番、令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、北区東花尻の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに協力し合える申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区中島の借家に家族3人で居住していますが、家族が増えて手狭になったため、現居住地に近く、夫の実家にも比較的近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区原尾島二丁目の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、受人の実家に近く、両親の面倒が看やすい祖母所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は病院で所有権を移転します。

受人は、中区江崎で社会福祉事業を営む法人ですが、利用者増加に伴い、より充実したサービスを提供するため、既存の病院に近く一体利用できる申請地を取得し、病院として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、病院建築及び普通自動車合計45台分の駐車場とする計画から妥当な面積と判断されます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

5番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅及び排水施設で使用貸借権を設定します。

受人は現在、兵庫県宝塚市において定期借地権付の持ち家に夫婦で居住していますが、老朽化が進む中、借地権であることも考慮し、妻の故郷の岡山へ移住することとしました。申請地は妻の所有で、妻の実家に隣接し、家族の面倒が看やすい土地であることから、ここに自己専用住宅及び排水施設を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4ページ6番、令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は、中区湯迫で社会福祉事業を営む法人ですが、保育園の送迎時と、老人ホームで年4回開かれる催しの際に駐車場が不足しているため、既存の施設に隣接する申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。

1種農地ですが、土地収用法該当事業である公益的施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番から11番は敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7番、受人は現在、中区祇園の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、妻の勤務先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、瀬戸内市長船町の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、妻の兄弟の家にも近い申請地

に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、中区高島新屋敷の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は現在、中区中井の実家に夫婦で同居していますが、出産の予定があり手狭になったため、夫婦それぞれの実家に近く、お互いに助け合って生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は現在、中区高島新屋敷の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに助け合って生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長  
高畑推進  
委 員  
議 長  
全 員  
議 長  
浦上主査

中区協議会の協議の様様を高畑副会長さん、ご報告お願いします。

1番から11番までの11件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

次に、東区の説明をお願いします。

4ページ12番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。現在、一時転用中の案件です。

受人は、北区久米に本社を置き、岡山県全県をエリアに大型車両の販売・修理を営む法人ですが、申請地に隣接する岡山東支店の工場増築に伴い従業員用の駐車場が不足したため、令和2年9月18日付けで、農地法第5条一時転用許可を受けています。現在まで申請地を賃借して露天駐車場として使用していますが、許可期間の満了に伴い、引き続き、露天駐車場として使用する必要があるため、申請地の所有権を移転し、露天駐車場として永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、令和5年9月20日付けで農振除外済みの案件です。

申請地は高性能農業機械による営農に適した甲種農地と判断され、転用目的は農家住宅で所有権を移転します。

受人は現在、東区下阿知の実家に、両親、兄と姪、受入夫婦の6人で居住していますが、昨年結婚し、家財道具が増えて手狭になったため、実家に比較的近く、受入の耕作農地にも比較的近く営農に便利で、また、小・中学校にも近接して、将来の子どもの通学に便利な申請地に農家住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には、引き続き、両親、兄と姪の4人が居住します。

甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父所有地に建築の適地がなく、申請地以外に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、15番は、同一受人による一体開発のため、同時に説明します。

令和5年9月20日付けで農振除外済みの案件です。

申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で、14番は所有権を移転し、15番は使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区四御神の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、祖父母の住居に近く、生活サポートや農業の手伝い、子育てなどお互いに助け合って生活することができる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、15番が祖父所有の土地で、14番がその隣接地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進 12番から15番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可  
委員 意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(3)は、1番から15番までの15件を許可と決定してよろ  
しいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

なお、4番は転用面積が3000平方メートルを超えていますので、11月28日の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、岡山市農用地利用集積<sup>しゅうせき</sup>計画の決定について、申請等(4)所有権の移転、(5)利用権の設定及び転貸<sup>てんたい</sup>を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

安立主任 今回の利用集積計画について説明します。

申請等(4)の所有権の移転については、東区分で6ページ1番から5番までの5件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番から3番までは農地の所有者から財団へ、4番、5番は財団から担い手への所有権移転です。中区案件はありません。

申請等(5)の利用権の設定及び転貸については、中区は7ページ1番から3番までの3件、東区は8ページ1番から14ページ27番までの27件で、農地中間

管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。

以上です。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

議員 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等(4)、(5)の岡山市農用地利用集積<sup>しゅうせき</sup>計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 申請等(6)については、15ページ1番から16ページ6番までの6件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あつせん等の希望はありません。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

議員 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、1番から6番までの6件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、17ページ1番から6番までの6件で、転用目的は、露天駐車場3件、集合住宅1件、敷地拡張2件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、18ページ1番から19ページ9番までの9件で、転用目的は、自己専用住宅2件、露天資材置場1件、宅地1件、分譲住宅地2件、分譲住宅地(17区画)、公園(1区画)1件、サービス付き高齢者向け住宅、薬局1件、敷地拡張1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、20ページ1番から4番までの4件です。解約理由は、転用目的が1件、耕作目的が3件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、21ページ1番、2番の2件で、内容はいずれも農業用倉庫です。

報告(5)農地改良届については、22ページ1番から3番までの3件で、内容はいずれも普通野菜畑です。以上です。

議長 長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。  
議 長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。  
事務局 続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。  
第2号議案について資料に従い説明。

(1) 連絡事項

- ① 「令和5年度 農地相談会」の実施について（第一）
- ② 「合同新年会」の開催について
- ③ 令和5年度先進地視察研修（第一、北区）について
- ④ 委員活動記録簿について
- ⑤ 令和5年度市町村農業委員農地利用最適化推進委員研修会について
- ⑥ 農業委員会だより（第99号／12月1日号）について

(2) 叙勲について

議 長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。  
最後に何かご意見等がありますか。

全 員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。  
代 理 者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。  
これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時40分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員